

木更津市身体障害者福祉センター

指定管理者の指定に関する要項

平成29年 7月
木更津市

木更津市身体障害者福祉センターの指定管理者については、木更津市公の施設の管理に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年木更津市条例第17号。以下「手続条例」という。）等に定めるもののほか、この要項の定めるところにより、指定管理者の指定手続等を行います。

1 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 設置目的等 | 身体障害者の福祉向上を目的に設置。 |
| (2) 名 称 | 木更津市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。） |
| (3) 所 在 地 | 木更津市潮見2丁目9番地 |
| (4) 建物の概要 | 木更津市民総合福祉会館1階内 |
| | 建築構造 鉄筋コンクリート造 |
| | 竣工年月 昭和59年7月 |
| | 床面積 358.75㎡ |
| | 施設内容 機能回復訓練室・日常生活訓練室・社会適応訓練室・相談室・事務室・静養室 |

2 指定管理者が行う業務の内容

- (1) 身体障害者のための施設の提供。
- (2) 身体障害者及び身体障害者の介護等を行う者への助言、支援等。
- (3) その他身体障害者の福祉の増進のための事業。

3 管理運営に関する基本的な考え方

センターの管理運営にあたっては、次に掲げる項目に従って行うこと。

- (1) 利用者がその能力及び適正に応じ、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことを目的に、事業を適切かつ効果的に行うこと。
- (2) 利用者へのサービス提供及びサービス向上を図ること。
- (3) 個人情報保護に関する措置を講ずること。
- (4) 効率的な運営を図ること。
- (5) その他、利用者の福祉の増進を図ること。

4 管理の基準

指定管理者が管理運営を行う時間は、以下に掲げる休業日を除く、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

【休業日】

- ア 土曜日及び日曜日
- イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ウ 1月2日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで
- エ 指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、変更することができる。

5 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間

6 申請資格

- (1) 申請資格は、次に掲げる条件に該当する法人その他の団体とする。
 - ① 身体障害者の支援に係る業務を現に行っていること。
 - ② 配置職員は、社会福祉法第19条第1項各号に定めるいずれかの要件を有していること。
 - ③ 法人その他の団体の事業所の所在地が木更津市内にあること。
- (2) 申請者の制限
 - 次のいずれかに該当する団体は申請することができません。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
 - イ 申請書類提出時点において、木更津市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
 - ウ 木更津市税（ただし、木更津市内に事業所がある場合に限る）、所得税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納しているもの
 - エ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条の規定に違反するとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しないもの
 - オ 団体又はその代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過していないもの
 - カ 次に示す暴力団排除措置事由に該当するもの
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又はそれらの利益となる活動を行う団体であるとき。

- ②役員等が暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。）もしくはこれに準ずる者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき又は、暴力団関係者が経営に実質的に関与しているとき。
- ③役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。
- ④役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。
- ⑤役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

7 指定管理者の指定スケジュール

指定管理者の指定までのスケジュールは、概ね次のように予定しています。詳細については、次項以降で確認してください。

| | 内 容 | 日 程 |
|-------|------------------|-----------------------|
| 指定の申請 | 現地説明会の実施 | 平成 29 年 8 月 1 日 |
| | 指定申請に関する質問 | 平成 29 年 8 月 7 日～9 日 |
| | 質問に対する回答 | 平成 29 年 8 月 12 日 |
| | 申請書等の受付 | 平成 29 年 8 月 17 日～18 日 |
| 選定手続等 | 指定管理者候補者選定委員会 | 平成 29 年 10 月予定 |
| | 指定管理者候補者の決定通知 | 平成 29 年 10 月予定 |
| | 指定管理者の指定議案の提案、議決 | 平成 29 年 12 月 |
| | 指定管理者指定通知書の交付 | 平成 29 年 12 月 |
| | 指定管理者との協定締結 | 平成 30 年 1 月 |

8 申請書類等

次に掲げる書類を正1部、副10部（複写可）の計11部提出してください。ただし、(1)については、正1部とし、(8)及び(9)については、正1部、副1部の計2部とします。また、書類は、A4版サイズに揃えて提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式1）
- (2) 木更津市身体障害者福祉センターの管理に係る事業計画書
- (3) 木更津市身体障害者福祉センターの管理に係る収支計画書
- (4) 申請団体の経営状況を説明する書類
 - ・財務状況を明らかにすることができる書類であり、決算書類（申請日の直近2事業年度の貸借対照表、損益計算書及び資産等の状況を示す書類）等であ

- る。
- (5) 団体の組織及び概要を記載した書類
 - ・団体の組織、沿革その他の事業の概要を記載した書類
 - (6) 団体の役員名簿
 - (7) 暴力団排除措置事由の該当の有無を照合するための団体役員表
 - (8) 団体の定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの
 - (9) 法人の登記事項証明書
 - (10) 納税証明書
 - ・法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書各1か年分

9 現地説明会

指定管理業務等についての説明会を、平成29年8月1日（火）午後1時30分からセンターにおいて行います。

10 指定申請に関する質問の受付

指定申請に係る質問は、次により行ってください。

- (1) 質問の方法
持参、FAX、電子メールのいずれかで行ってください。
- (2) 質問の受付期間
平成29年8月7日（月）午前9時から平成29年8月9日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 質問の受付場所
木更津市福祉部障害福祉課
（〒292-8501 木更津市朝日3丁目10番19号）
（FAX 0438-25-1213・メール shoufuku@city.kisarazu.lg.jp）
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、平成29年8月12日にお知らせする予定です。

11 申請書類の提出等

指定管理者の指定の申請は、次により申請書等を提出してください。

- (1) 受付期間
平成29年8月17日（木）から平成29年8月18日（金）の午前9時から午後5時までとします。
- (2) 受付窓口及び提出方法
申請書類は、木更津市福祉部障害福祉課まで持参ください。
- (3) ヒヤリングの実施
木更津市が必要と認める場合は、申請書類の提出後にヒヤリングを行う場合が

あります。

1.2 指定管理者候補者の選定等

(1) 選定の進め方

指定管理者の候補者となる団体（以下「指定候補者」という。）は、市が設置する指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による審査の結果、指定管理者として可と判断された者としします。なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

選定委員会の審査結果に基づき、木更津市長が指定管理者候補者を選定します。

(2) 審査内容

選定委員会における指定候補者の選定に当たっては、選定基準ごとに審査（評価）基準を参考に、総合的に行います。審査にあたり選定委員会が必要と認めたときは、申請者に説明を求める場合があります。

(3) 審査結果

ア 指定候補者選定は、平成29年10月の予定です。

イ 選定結果は、文書をもって通知します。

ウ 指定候補者の選定後、選定した指定候補者名及び審査内容の概要について公表します。

(4) 市議会の議決等

ア 木更津市は、地方自治法の規定に基づき指定候補者を指定管理者に指定する議案（以下「指定議案」という。）を平成28年3月木更津市議会定例会に付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事由が生じたときは、指定候補者の選定を取消すことがあります。

イ 次に掲げる場合であっても、指定候補者がセンターに係る業務及び管理の準備のために要した費用等については、一切補償いたしません。

① 上記議案を木更津市議会が否決したとき。

② 上記議案について、木更津市議会が会期中に議決に至らなかったとき。

③ 上記アただし書きにより、木更津市が指定候補者の選定を取り消したとき。

1.3 指定管理者の指定手続等

(1) 指定管理者の指定

指定議案の議決後に、指定管理者に指定します。指定管理者の指定をしたときは、告示するとともに、当該指定候補者に「指定管理者指定通知書」により通知します。

(2) 指定管理者との協定締結

前記(1)の手続の後、指定管理者は、木更津市と協定を締結します。

(3) 協定内容

- ア 事業計画書に関する事項
- イ 施設の利用に関する事項
- ウ 地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- エ 施設の管理費用に関する事項
- オ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- カ 指定施設の管理に関し保有する個人情報（木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護に関する事項
- キ 指定施設の管理に関し保有する情報の公開に関する事項
- ク 前各号に掲げるもののほか、市長等が別に定める事項

1.4 指定管理者の指定の取消

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることがあります。

- (1) 指定管理者が、木更津市が行う管理業務及び経理の状況に関する必要な報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないと木更津市が認めるとき。

1.5 指定管理料

指定管理業務に係る経費は、事業の運営による事業報酬により賄うものとし、本市からは指定管理料は支払わないこととします。

ただし、天災その他やむを得ない事情により経費を要する事態が生じた場合は、対応について市と指定管理者で協議するものとします。

1.6 留意事項

(1) 接触の禁止

審査委員、本市職員並びに本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

(2) 虚偽の記載

申請書類等に虚偽の記載があった場合は、失格となります。

(3) 申請書類の取扱い

申請書類等は理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(4) 申請の辞退

申請を行った後に辞退をする場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(5) 費用の負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(6) 著作権の帰属

申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。なお、センターの管理運営に関し公表する場合等、市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(7) 追加書類の提出

市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(8) 法人登録

指定管理者として指定されたものは、指定管理を行う施設を事業所として木更津市に法人市民税の届出を行うこととします。

(9) 市内雇用配慮

本市の経済に寄与するため、本業務により、新たに発生する雇用については、率先して木更津市民の雇用を図るものとします。

1.7 問合せ及び申請書の提出先

木更津市福祉部障害福祉課

担当：安田

電 話 0 4 3 8 - 2 3 - 8 4 9 8

F A X 0 4 3 8 - 2 5 - 1 2 1 3

第 1 号様式

年 月 日

木更津市長 渡 辺 芳 邦 様

申請者

所在地

名称

代表者氏名

印

連絡先（電話）

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

木更津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

- 1 施設の名称 木更津市身体障害者福祉センター